

第6 今後の課題

研究会では、約2年弱の期間において、幅広い産業の生産物を検討してきたが、短期間での検討であったため、残された課題も多い。ここでは、これまでの研究会での議論を踏まえた今後の主な課題について触れることとする。

(1) 「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分の在り方

本分類では、主に生産物の用途の違いに着目し、生産物を「事業者向け」、「一般消費者向け」など、その需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類し、暫定分類コードにおいて「1：事業者向け」と「2：一般消費者向け」などの「需要先識別コード」を設定した。しかし、この「その需要先が異なることがほぼ特定できる場合」に該当するか否かについては、概ねその生産物の特性から事務局の原案作成段階及び研究会の議論において定性的に判断したものであり、必ずしも定量的な判断はなされていない。この点については、本分類の使用に際して留意が必要であるとともに、「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分の在り方については、財分野の生産物分類が策定された段階で、その必要性も含めて再検討する必要がある。

また、第20回研究会において、ソフトウェアの検討を行った際に、生産物の供給者が事業者における使用を想定して生産した「事業用」の生産物と、一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した「家庭用」の生産物を区分し、その際、「家庭用」は、その需要先が家庭のみならず個人事業主や小規模事業者なども想定されることから、需要先コードを「9：混在」とし、「一般消費者向け」とは区別することとした。これは生産者から需要者に直接提供される一般的なサービスとは異なり、一部のソフトウェアは財と同様に卸売業や小売業を経由して需要者に提供されるという特性を有しているためと考えられるが、今後、2023年度までに策定する財分野の生産物分類について、このような考え方を一貫して適用することが適切か否かについては、引き続き検討が必要である。

(2) 財分野の検討を踏まえた分類構造の検討

本分類については、当面の間、最も詳細な分類である「詳細分類」と、その直近上位の「統合分類」の2階層の分類としており、生産物分類全体の階層構造については、財、卸売・小売、建設等の全ての統合分類及び詳細分類が策定された後に構築することとしている。第5回研究会（平成29年10月25日）において決定した生産物分類の基本的な考え方（前述第3の1（3）参照）では、「中上位分類の構成については、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系」とすることとされている。

需要側視点により策定された北米のN A P C Sは、生産物の用途別に大分類が設定され、当該大分類には、関連する財、卸売・小売サービス、物品賃貸サービス、修理サービス、その他の関連サービスが含まれるなど、J S I Cや産業起源（供給側視点）の分類体系となっているC P Aとはその構造が大きく異なっている。

今後、我が国の生産物分類において、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系を構築する際に、どのような分類構造とするのか、また、分類構造の構築に際して、財分野の検

討結果を踏まえて、サービス分野の分類構造を見直す必要がないか、検討が必要である。

(3) 知的財産関連生産物の在り方

本分類では、国連のCPC及び欧州のCPAを参考に、①知的財産の制作（請負）サービス、②知的財産のオリジナル、③知的財産の使用許諾サービスの3つの知的財産関連生産物を、研究開発、産業財産権及び8種類の著作物においてそれぞれ設定している（前述第3の3（4）参照）。このうち、②知的財産のオリジナルについては、2008SNAにおける研究開発の資本化を念頭に、企業内研究開発などの自己の経済活動を、専ら費用の積み上げにより把握することを想定して設定したものである。また、2008SNAでは、著作権についても生産資産とみなすことを推奨しており、本生産物において映像著作物、音楽著作物、出版物等についてもオリジナルを設定しているが、我が国の国民経済計算では、現状、著作権を生産資産に含めておらず、また、その生産額の測定には課題も多いため、今後、本分類の利用状況等も踏まえて、その在り方について改めて検討を行う必要がある。

(4) 広告関連生産物の在り方

本分類では、国際分類を参考に、①広告代理店が提供する広告サービス、②メディア等が提供する広告枠・広告スペース提供サービス、③広告制作業者が提供する広告制作サービスの3つの種類の広告関連生産物を設定した。これまでの統計では、JSIC中分類73広告業に該当する事業所の売上高が主な把握対象とされてきたが、本分類を適用することにより、広告代理店のサービス、広告枠・広告スペースを提供するメディアのサービス及び広告制作サービスをそれぞれ把握することが可能となり、広告業界の生産額把握の精度向上が期待される。

一方で、広告業界は、建設業やソフトウェア業と同様に、重層下請構造が見られることから、各サービスの生産額の重複をいかに排除して把握するかが推計上の課題となる。また、近年、急成長しているインターネット広告では、従来の広告代理店とメディアという枠にとどまらず、検索エンジンやマーケットプレイスを提供するインターネットプラットフォーマーが、その保有するユーザー情報等を活用して巨額の広告収入を得ている。さらに、従来、サービスの利用者からの利用料を対価として運営されてきた各種のサービスが、広告料を収入源にすることにより無料で提供されるビジネスモデルに転換する例が見られる。このように短期間で変化し、かつ複雑な構造を有する広告サービスをどのように把握すべきかについては、引き続き検討が必要である。

(5) 公務サービスの扱い

サービス分野の生産物分類の検討では、JSICの大分類S公務は検討対象とはしていなかったが、第14回研究会において、JSICの大分類P医療、福祉に含まれる検疫所に係る生産物の検討が行われた際に、JSICでは、厚生労働省所管の検疫所はP医療、福祉に分類されているのに対して、農林水産省所管の動物検疫所及び植物防疫所はS公務に分類されていることから、生産物分類においてこれらのサービスを別々の生産物として分類するか、同じ生産物として分類するかが論点となつた。同様に、JSICの大分類P医療、福祉に含

まれる保健所、福祉事務所、児童相談所等が提供するサービスについて、これを医療・福祉サービスと分類するのか、公務サービスとして分類するのかについても論点となつた。

これについて研究会では、SNAでは公務部門が市場サービスを提供することを認めており、生産物分類においても公務サービスの中に非市場サービスと市場サービスが混在していても特段の問題はないと思うとの意見があつたが、今回のサービス分野の生産物分類では、当面の間、「保健所サービス」、「検疫サービス」、「福祉事務所サービス」、「児童相談所サービス」等の専ら公的機関のみが提供するサービスについては仮設定するものとし、これらを含む生産物分類における公務サービスの扱いについては、2019年度以降に検討を行うJSIC大分類S公務の生産物の検討において議論することとした。

JSICでは、公務の範囲について「本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署」としており、「主に権力によらない業務を行う事業所は、一般的な産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される」としているが、生産物分類においても、JSICと同様の考え方を採用すべきか否かについては、今後検討する必要がある。

(6) 家計における太陽光発電の扱い

第9回研究会において、JSICの大分類F電気・ガス・熱供給・水道業について検討を行った際に、家計における太陽光発電による自家発電と電力事業者が買い取る余剰電力の扱いについて、今後、家計における太陽光発電が増加することにより、GDPの電力部門の生産額に影響を及ぼす可能性があることから、家計の自家発電を生産物分類として別途設定するなど、何らかの対応が必要ではないかとの意見が出された。

これについて、事務局及び経済産業省において、関係部局等へのヒアリングを踏まえて検討を行ったが、①現状、家計の自家発電による自家消費分を把握する方法がない、②余剰電力は小売事業部門が買い取ることとなるが、現状、家計からの買い取り額は把握できないなど、電力事業者における回答可能性がない状況であったため、本分類では、太陽光発電を含む家計の自家発電に係る分類の設定は見送ることとし、「電気（家庭用小売）」に含めることとした。

本件については、今後の課題として、新エネルギーに係る統計調査やデータの整備に係る動き、推計方法の検討状況などを踏まえ、次期改定時に改めて検討する必要がある。

(7) 「産業別生産物産出状況（未定稿）」について

研究会では、産業大分類ごとの検討において、各産業に格付けられる企業の主たる生産活動の生産物（主业の生産物）を検討して分類するとともに、当該企業の副次的な生産活動の生産物（副業の生産物）としてどのようなものが産出されているかについても併せて検討を行つた。これは、SUTの作成において、主业の生産物の生産額のみならず、副業の生産物の生産額をいかに把握・推計するかが重要なポイントと考えられるためである。

事務局では、アンケート調査やヒアリングを通じて、企業が提供する財・サービスを幅広く把握し、その結果を研究会に提出した資料（ワークシート2）に記載した。今回、本書の作成に際して、事務局においてワークシート2に記載された主业の生産物と副業の生産物を全体として整理し、行（生産物分類）×列（産業分類）のマトリックス表として取りまとめ

たものが、第5に掲載した「産業別生産物産出状況（未定稿）」（以下「本表」という。）である。

本表において、主業の生産物には「○」を付し、副業の生産物には「○」を付して区別しているが、副業の生産物については、事務局における企業へのアンケートやヒアリングのほか、一部の企業のホームページ情報などから把握・特定できた限りのものであり、必ずしも網羅性のあるものではないため、利用に際しては留意が必要である。また、本表の扱いについては、今後の財分野の検討を踏まえて、改めて検討が必要である。

（8）統計における利用状況を踏まえた見直し

本分類は、我が国で初めて作成されたサービス分野の生産物分類であるため、直ちに統計法に基づく統計基準とはせずに、当面は、各府省庁等の了解のもと、総務省政策統括官（統計基準担当）決定とし、主としてSNA、産業連関表及びこれらの作成に使用する各種統計調査などにおいて段階的に適用することを予定している。具体的には、2021年に実施される経済センサス活動調査や、2020年の基準年SUT・産業連関表作成のための投入調査において適用が予定されているほか、2022年以降は、年次の経済構造実態調査においても適用が予定されている。また、2020年の基準年SUT・産業連関表では、本分類を参考にサービス分野のSUTの行部門が設定される予定であり、さらに、2025年の基準年SUTでは、財分野を含む生産物分類がSUTの行部門に適用される予定である。

ところで、北米のNAPCSは1999年に策定に着手して以降、サービス業、卸売・小売業、製造業と段階的に策定し、その間、2002年、2007年、2012年のアメリカ経済センサスにおいて一部適用し、回答可能性等の検証と見直しを行いながら、2016年の公表まで17年の歳月をかけて策定してきたものである。他方、我が国のサービス分野の生産物分類は、その策定に際して、企業へのアンケートやヒアリング調査を通じて、その報告可能性も考慮して作成したもの、実際の統計調査ではまだ適用されていない。

したがって、我が国の生産物分類についても、経済センサス活動調査等における適用状況及び回答状況を踏まえて課題を整理し、引き続き見直しを行っていく必要がある。